

# 検討の論点の抽出

令和6年1月11日

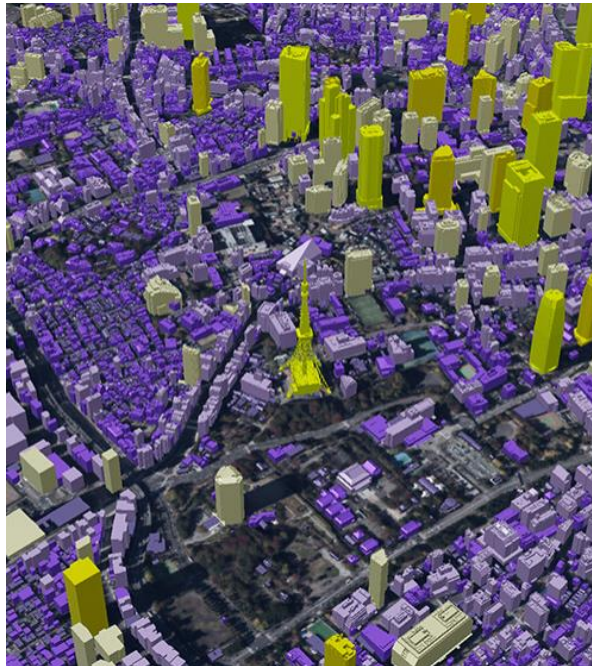
測量行政懇談会 令和5年度第3回流通・活用制度部会

# はじめに：検討の背景

平成23年の本ガイドライン策定以降の下記の動きを踏まえて改正を検討

- 三次元点群データや三次元地図などの普及
- オープンデータ基本指針の決定(平成29年5月30日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定)によるデジタルデータの活用の推進・促進の動き

○三次元点群データ・三次元地図



出典：国土地理院、国土交通省

○デジタルデータ活用の推進・促進の動き

オープンデータ基本指針

平成 29 年 5 月 30 日  
 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・  
 官民データ活用推進戦略会議決定  
 令和元年6月7日改正  
 令和3年6月15日改正

我が国においては、平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災以降、政府、地方公共団体や事業者等が保有するデータの公開・活用に対する意識が高まった。<sup>1</sup>

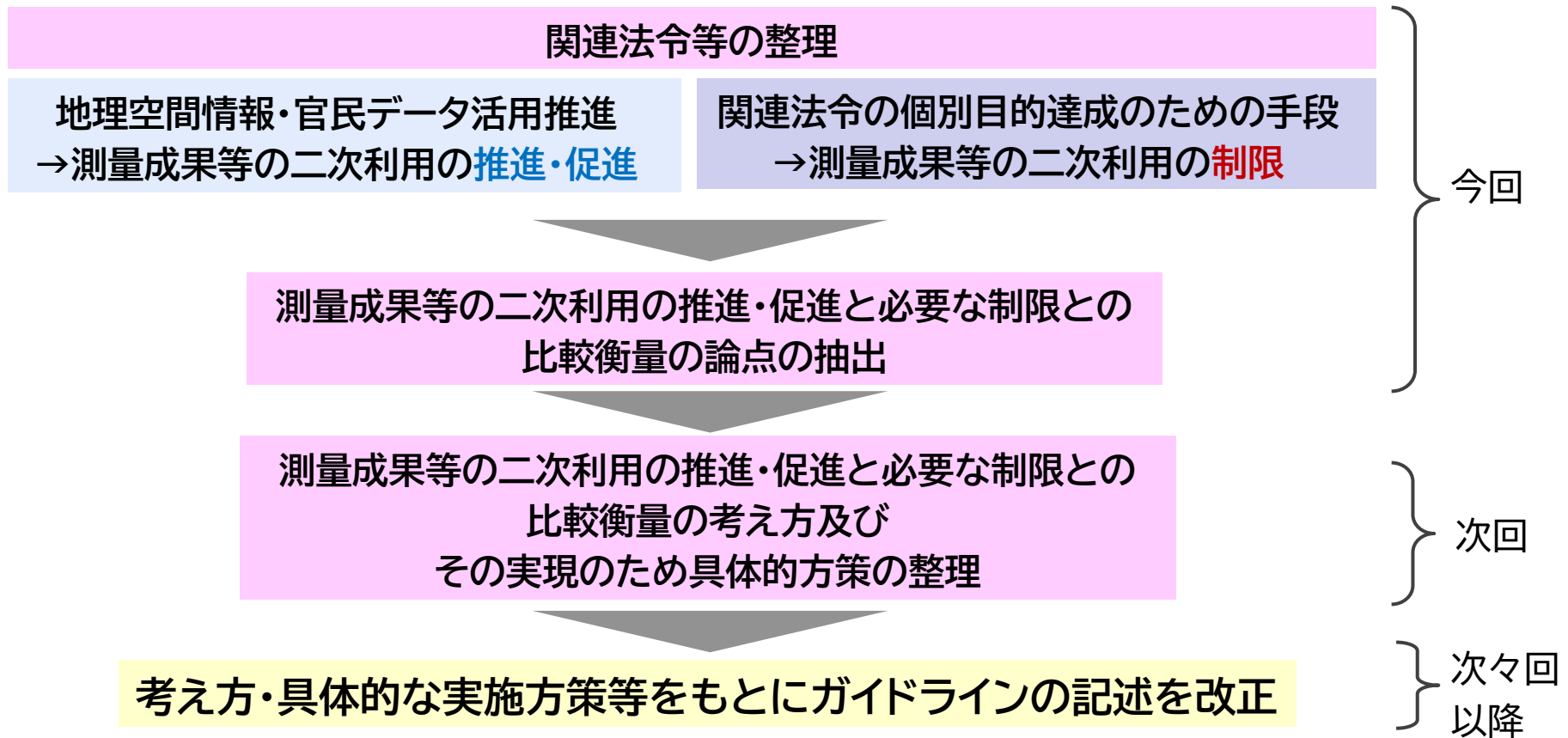
政府においては、公共データは国民共有の財産であるとの認識を示した「電子行政オープンデータ戦略」（平成 24 年 7 月 4 日 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定）等に基づき、オープンデータの取組を推進してきた。

「新たなオープンデータの展開に向けて」（平成 27 年 6 月 30 日 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定）及び「オープンデータ 2.0」（平成 28 年 5 月 20 日 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定）では、データの公開を中心とした取組から、データの活用を前提とした「課題解決型のオープンデータの推進」に発想を転換するという方向が示された。

平成 28 年 12 月 14 日に公布・施行された「官民データ活用推進基本法」（以下「官民データ法」と言う。）は、官民データ活用の推進により国民が安全で安心して暮らせる社会及び快適な生活環境の実現に寄与することを目的としており、国、地方公共団体、事業者が保有する官民データの容易な利用等について規定されている。

本文書は、これまでの取組を踏まえ、オープンデータ・バイ・デザイン<sup>2</sup>の考えに基づき、今後、国、地方公共団体、事業者が公共データの公開及び活用に取り組むための基本指針をまとめたものである。

# はじめに: 検討の全体像



# はじめに：関連法令の適用範囲の整理

官民データ  
(2. オープンデータ基本指針)

地理空間情報  
(1. 地理空間情報活用推進基本法)

測量成果等  
(3. 測量法)

測量成果等のうち補助金により整備したもの  
(6. 補助金適化法)

測量成果等のうち  
知的財産権が含まれるもの  
(4. 知的財産関連法)

利用・写り込み

測量成果等のうち知的財産権が含まれるもので  
その知的財産が国・地方公共団体に帰属し  
その権利を国有財産・公有財産として位置付けたもの  
(5. 国有財産・公有財産関連法)

知的財産権保護対象となる  
民間所有の物・データ  
(4. 知的財産関連法)

知的財産保護対象となる  
民間保有の地理空間情報

知的財産保護対象となる  
取得地物(建築物等)

など

1～7で関連法令等の整理を行い、8でその整理を踏まえて測量成果等の二次利用の推進・促進と必要な制限との比較衡量の論点を抽出する。

- |   |   |
|---|---|
| <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 地理空間情報活用推進基本法</li> <li>2. オープンデータ基本指針</li> <li>3. 測量法</li> <li>4. 知的財産関連法           <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 著作権法               <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 三次元点群データ・三次元地図の著作物への該当性</li> <li>2. 著作権侵害の可能性</li> </ol> </li> <li>2. 意匠法               <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 測量成果等の意匠法での保護対象への該当性</li> <li>2. 意匠権侵害の可能性</li> </ol> </li> <li>3. 商標法               <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 測量成果等の商標法での保護対象への該当性</li> <li>2. 商標権侵害の可能性</li> </ol> </li> <li>4. 不正競争防止法</li> </ol> </li> </ol> | <ol style="list-style-type: none"> <li>5. 国有財産・公有財産関連法</li> <li>6. 補助金適化法</li> <li>7. その他           <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 受益者負担の考え方等による対価設定の必要性</li> </ol> </li> <li>8. 測量成果等の二次利用の推進・促進と必要な制限との比較衡量の論点の抽出</li> </ol> |
|---|---|

関連法令等の整理

# 1.地理空間情報活用推進基本法

# 1. 地理空間情報活用推進基本法

【概要】地理空間情報の活用の推進に関する施策に関し、基本理念、国及び地方公共団体の責務、地理空間情報の活用の推進に関する施策の基本となる事項を規定

## ●促進・推進

- 地理空間情報を高度に活用することを推進することが極めて重要と位置づけ

## ●制限

- 個人の権利利益、国の安全等が害されることのないように配慮

## 【参考】

### ○ 目的(第1条)

現在及び将来の国民が安心して豊かな生活を営むことができる経済社会を実現する上で地理空間情報を高度に活用することを推進することが極めて重要であることにかんがみ、地理空間情報の活用の推進に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、地理空間情報の活用の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、地理空間情報の活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

### ○ 定義(第2条) ※抜粋

「地理空間情報」とは、①の情報または①及び②の情報からなる情報をいう。

- ① 空間上の特定の地点又は区域の位置を示す情報(当該情報に係る時点に関する情報を含む。以下「位置情報」という。)
- ② 前号の情報に関連付けられた情報

### ○ 基本理念(第3条) ※抜粋

- 効果的かつ効率的な公共施設の管理、防災対策の推進等が図られることによる、国土の利用、整備及び保全の推進並びに国民の生命、身体及び財産の保護に寄与
- 行政の各分野において必要となる地理空間情報の共用等により、地図作成の重複の是正、施策の総合性、機動性及び透明性の向上等が図られることによる、行政の運営の効率化及びその機能の高度化に寄与
- 地理空間情報を活用した多様なサービスの提供が実現されることを通じて、国民の利便性の向上に寄与
- 地理空間情報を活用した多様な事業の創出及び健全な発展、事業活動の効率化及び高度化、環境との調和等が図られることによる、経済社会の活力の向上及び持続的な発展に寄与
- 民間事業者による地理空間情報の活用のための技術に関する提案及び創意工夫が活用されること等により民間事業者の能力が活用されるように配慮
- 個人の権利利益、国の安全等が害されることのないように配慮

関連法令等の整理

## 2. オープンデータ基本指針



## 2. オープンデータ基本指針

【概要】官民データ活用推進基本法を踏まえて、国、地方公共団体、事業者がデータの公開及び活用に取り組む上での基本指針として、官民データのオープンデータ化に関する取組指針を規定

### ●促進・推進

- 各府省庁が保有するデータはすべてオープンデータとして公開することを原則と定める
- 具体的かつ合理的な根拠により二次利用が認められないものを除き、公開データの二次利用を積極的に促進することとしている
- **地方公共団体も**官民データ法の趣旨、オープンデータ基本指針を踏まえた**取組が求められる**

### 【参考】

○ オープンデータ基本指針の内容(※抜粋のうえ要約)

#### 1. オープンデータの意義

① 国民参加・官民協働の推進を通じた諸課題の解決、経済活性化 ② 行政の高度化・効率化 ③ 透明性・信頼の向上

#### 2. オープンデータの定義

以下のいずれの項目にも該当する形で公開されたデータ

① 営利目的、非営利目的を問わず二次利用可能なルールが適用されたもの ② 機械判読に適したもの ③ 無償で利用できるもの

#### 3. オープンデータに関する基本的ルール

##### 1) 原則

公共データは国民共有の財産であるとの認識に立ち、政策(法令、予算を含む)の企画・立案の根拠となったデータを含め、各府省庁が保有するデータはすべてオープンデータとして公開することを原則とする。

公開することが適当ではない情報に対して公開の要望があった場合は、オープンデータとして公開できない理由を公開することを原則とする。

##### 2) 公開が適当でない情報の例

- ① 個人情報が含まれるもの
- ② 国や公共の安全、秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるもの
- ③ 法人や個人の権利利益を害するおそれがあるもの

##### 3) 限定公開

・オープンデータ化が適当でない情報について、必要な条件を付して限定公開し、その活用を図っていくことが有効

##### 4) 二次利用に関するルール

・各府省庁のウェブサイト上で公開されるデータについては、原則、政府標準利用規約を適用し、具体的かつ合理的な根拠により二次利用が認められないものを除き、公開データの二次利用を積極的に促進する。

・データ提供システムの維持管理に要するコストを限定された利用者からの料金徴収でまかなう場合は、オープンデータとは言えないが、その取扱いに準じ、二次利用可能なルールを適用することが望ましい。

#### 6. 地方公共団体・独立行政法人・事業者におけるオープンデータの取組

地方公共団体は、官民データ法の趣旨、オープンデータ基本指針を踏まえてオープンデータを推進することが求められる

関連法令等の整理

# 3. 測量法

# 3. 測量法

【概要】測量の正確さの確保・重複排除を目的として、測量の実施・利用・提供に関する手続を規定

● 制限

- 測量の正確さを確保する観点から、一部の用途で複製・使用承認を得ることを利用者に義務付けている

○ 目的(第1条)

国若しくは公共団体が費用の全部若しくは一部を負担し、若しくは補助して実施する土地の測量又はこれらの測量の結果を利用する土地の測量について、その実施の基準及び実施に必要な権能を定め、測量の重複を除き、並びに測量の正確さを確保するとともに、測量業を営む者の登録の実施、業務の規制等により、測量業の適正な運営とその健全な発達を図り、もつて各種測量の調整及び測量制度の改善発達に資することを目的とする。



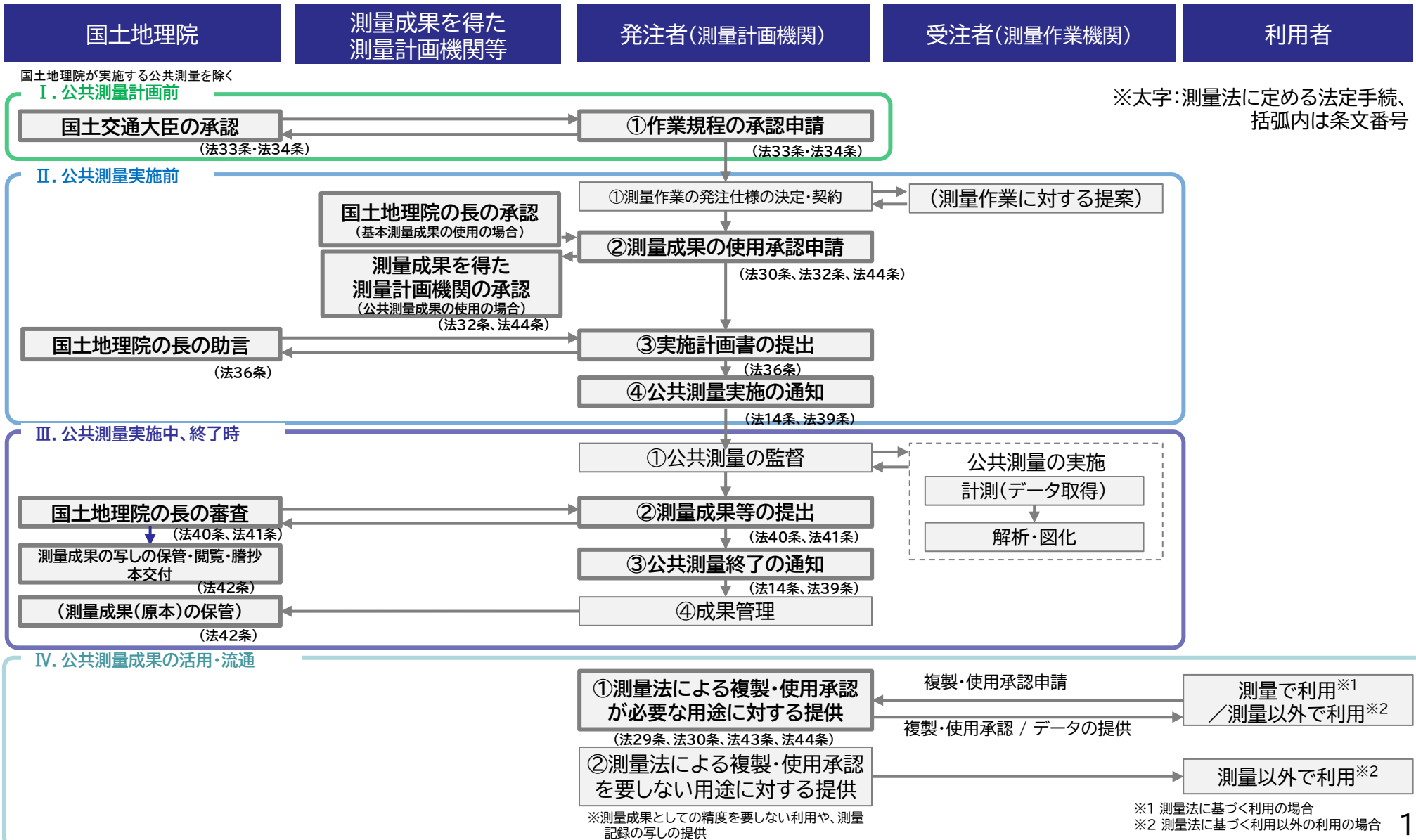
○ 測量成果等の複製・使用承認

| 測量成果等の複製   | 測量成果等の使用  |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>• <u>利用者は、測量成果を測量の用に供し、刊行し、又は電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとるために複製しようとする場合、当該測量成果の測量計画機関から承認を得る義務あり(法29条、43条)</u></li> </ul> <p>※国土地理院においては、基本測量の複製に関する承認要領を定めて承認を行う。<br/>         ※測量計画機関における承認基準の内容は任意。ただし、基本測量を公共測量に読み替えて運用の参考とできる旨の技術的助言を国土地理院から発出。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>• <u>利用者は、測量成果を使用して測量を実施しようとする場合、当該測量成果の測量計画機関から承認を得る義務あり(法30条、44条)</u></li> <li>• <u>利用者は、測量成果を使用して刊行物を刊行し、又は当該刊行物の内容である情報について電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置を取ろうとする場合は、利用者は当該刊行物に測量成果を使用した旨を明示を明示する義務あり(法30条、44条)</u></li> <li>• <u>測量計画機関は、申請を受けた場合は使用を承認する義務あり(法令違反の場合又は正確性の確保のために適切でない場合を除く)(法30条、44条)</u></li> </ul> |

# 3. 測量法(参考)

## 【参考】

○ 公共測量の実施に関する手続(フロー)



※太字: 測量法に定める法定手続、  
括弧内は条文番号

# 3. 測量法(参考)

## 【参考】

- 公共測量の実施に関する手続(概要)

### I. 公共測量計画前

#### ①作業規程の承認申請

- ・測量計画機関は、公共測量に使用する測量機器、観測法、計算法等を定めた「作業規程」を作成し、国土交通大臣の承認を受け、それに基づき測量を実施する義務あり(法33条)
- ・国土交通大臣は(国土地理院発出の大臣告示)、標準的な作業方法等を定めて、その規格を統一し、必要な精度を確保すること等を目的とする「作業規程の準則」を定めることができる(法34条:「作業規程」の実質的ひな形)

### II. 公共測量実施前

#### ①測量作業の発注仕様の決定・契約

- ・測量計画機関による発注仕様書の作成(任意)  
※総合評価・プロポーザル方式など、入札参加者からの提案を受けて発注仕様を検討する発注方式も存在
- ・測量計画機関による測量成果の種類、内容、構造、品質等を示す仕様書(製品仕様書)の策定(作業規程上の義務)  
※「作業規程の準則」に義務として位置づけ、国土地理院HPに「製品仕様書」のひな形が公開

#### ②測量成果の使用承認申請

- ・測量計画機関は、基本測量又は公共測量で設置された測量成果を使用する場合、当該測量成果を得た測量計画機関(基本測量の場合は国土地理院)に対する測量成果等の使用承認を得る義務あり(法30条、法44条)
- ・上記申請を受けた測量計画機関等は承認する義務あり(法令違反・正確性の確保のため適切ではない場合を除く)(法30条、法44条)

※測量の正確性の確保の観点から、公共測量は、以下の成果に基づいて実施することを義務づけ(法第32条)

- ・ 基本測量成果
- ・ 公共測量成果

#国土地理院に利用予定の測量成果の精度が確認できる資料を提出して判断を仰いだうえで、一定の要件を満たす民間測量成果等を使用できる(公共測量の手引き)

#### ③実施計画書の提出

- ・測量計画機関は、「公共測量実施計画書」を国土地理院に提出し、技術的助言を求める義務あり(法36条)  
※国土地理院HPに「公共測量実施計画書」のひな形が公開
- 「作業規程」等として、あらかじめ精度が確保されるものとして承認された以外の測量方法を用いる場合は、事前に国土地理院の意見を求める  
※「作業規程の準則」に義務として位置づけ
- 国土地理院は、技術的助言(正確性の確保、重複の排除、効率的な測量の実施)を測量計画機関に与え、測量計画機関はそれに基づき実施計画書を修正のうえ、再提出、変更内容の通知等を実施

#### ④公共測量実施の通知

- ・測量計画機関は、測量についての作業種類、作業期間、作業地域などの必要事項を都道府県知事に通知義務あり(法14条、法39条)
- ・都道府県知事は、通知内容の公示義務あり(法14条、法39条)

# 3. 測量法(参考)

## 【参考】

- 公共測量の実施に関する手続(概要)

### Ⅲ. 公共測量実施中、終了時

#### ①公共測量の監督

- ・測量計画機関は、発注にて測量を実施する場合は、委託又は指示を受けて測量作業を実施する測量作業機関に対し監督する。

#### ②測量成果等の提出

- ・測量計画機関は、国土地理院に対して、測量成果の写しの提出義務あり。国土地理院は、測量記録の写しの送付を求めることもできる(法40条)
- ・国土地理院は、提出された測量成果に対して、作業規程、実施計画書に定められた精度に適合するか等の審査の実施義務あり。(法41条)

#### ③公共測量終了の通知

- ・測量計画機関は、測量が終了した場合は、その旨を都道府県知事へ通知する義務あり(法14条、法39条)
- ・都道府県知事は、通知内容の公示義務あり(法14条、法39条)

#### ④成果管理

- ・測量計画機関は、測量成果等を管理、業務等で活用する。

### Ⅳ. 公共測量成果の活用・流通

|                             | 測量成果等の複製  | 測量成果等の使用  |
|-----------------------------|---|---|
| ①測量法による複製・使用承認が必要な用途に対する提供  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>利用者は、測量成果を測量の用に供し、刊行し、又は電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとるために複製しようとする場合、当該測量成果の測量計画機関から承認を得る義務あり(法29条、43条)</b></li> </ul> ※国土地理院においては、基本測量の複製に関する承認要領を定めて承認を行う。<br>※測量計画機関における承認基準の内容は任意。ただし、基本測量を公共測量に読み替えて運用の参考とできる旨の技術的助言を国土地理院から発出。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>利用者は、測量成果を使用して測量を実施しようとする場合、当該測量成果の測量計画機関から承認を得る義務あり(法30条、44条)</b></li> <li>・ <b>利用者は、測量成果を使用して刊行物を刊行し、又は当該刊行物の内容である情報について電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置を取ろうとする場合は、利用者は当該刊行物に測量成果を使用した旨を明示を明示する義務あり(法30条、44条)</b></li> <li>・ <b>測量計画機関は、申請を受けた場合は使用を承認する義務あり(法令違反の場合又は正確性の確保のために適切でない場合を除く)(法30条、44条)</b></li> </ul> |
| ②測量法による複製・使用承認を要しない用途に対する提供 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>利用者が承認を得る義務なし。</b> ※測量法において、測量計画機関への義務等の規定はない。</li> <li>・ <b>利用者は、測量成果を使用して刊行物を刊行し、又は当該刊行物の内容である情報について電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置を取ろうとする場合は、利用者は当該刊行物に測量成果を使用した旨を明示を明示する義務あり(法30条、44条)</b></li> </ul>                               |   |

- ・国土地理院は、測量成果等の写しを保管し、閲覧に供する義務あり(法42条)
- ・利用者は、国土地理院に申請し手数料を支払うことで謄抄本交付を受けることができる(法42条)

# 3. 測量法(参考)

## 【参考】

### ○ 行政手続法の適用

- ・測量法における複製・使用承認は、行政手続法に規定する処分に該当
- ・行政機関は、当該処分の審査基準等を明確にし、公にする義務

### ○ 複製承認に関する審査基準

#### ① 基本測量（国土地理院）

『測量法第29条の規定に基づく承認取扱要領』(HPにて公開)

- ・複製に関して、以下のいずれかの場合には承認を必要とする

- ① 測量を実施する者に対して提供するために複製する
- ② 書籍・CD-ROM等で不特定多数の者に対して発行する(営利・非営利を問わない)
- ③ インターネット・電子メール等で測量成果等を公表し、不特定多数が閲覧・入手できる状態に置く  
 ※書籍・パンフレット等への地図の挿入、経緯度等の位置座標がないものなど、正確さを要しないものを除く  
 (地図帳や国土の管理に関わる地図情報等は除外しない)

- ・複製に関して、以下の条件を付すことができる
  - 「承認を得て複製した旨」「承認番号」「二次的利用には承認が必要な旨」の記載
  - 複製品の作成の場合に速やかに国土地理院への提出すること
  - HP公開の際はURLを国土地理院に報告すること など
- ・二次的複製の場合も複製承認の規定を適用する

#### ② 公共測量（国又は公共団体）

- ・国土地理院が実施する公共測量の承認基準は、「測量法第29条の規定に基づく承認取扱要領」を準用。
- ・地方公共団体等の承認基準の内容については任意。

参考:『測量成果の複製及び使用にかかる承認事務について(国土地理院技術的助言)』

- ・国土地理院から地方公共団体等に対し、「測量法第29条の規定に基づく承認取扱要領」を公共測量に読み替えて運用の参考とできる旨の技術的助言(採否は任意)

### ○ 使用承認に関する審査基準

- ・ 測量計画機関は、申請を受けた場合は使用を承認する義務あり(法令違反の場合又は測量の正確さの確保のために適切でない場合を除く)(法30条、44条)

関連法令等の整理

# 4. 知的財産関連法



## 4-1-1. (著作権法)三次元点群・三次元地図の著作物への該当性

### ○ 著作物への該当性の検討対象

- H23のガイドライン策定以降に普及した、三次元点群データの作成及び三次元地図データ作成を対象として、それらの著作物への該当性を検討

※地図、空中写真は現行のガイドラインの記述を踏襲

### ○ 現行ガイドラインの記載内容(地図・空中写真)

#### 【地図】

- 地図の著作物性を判断するポイントは、「素材の取舍選択」、「素材の配列」、「素材の表現」、「レイアウト」の4つに類型化され、いずれかに個性が現れ創作性も認められる場合には、著作物性が認められる。
- 地図に関しては、著作物性が認められる部分は、これらが現れた部分のみであり、それ以外の部分の利用には著作権による制限が加わらない。

#### 【空中写真】

- 空中写真の著作物性を判断するポイントは、「主題の決定」や「被写体・構図等の選択」について、個性が現れ創作性も認められる場合には、著作物性が認められる。
- 以下の理由から空中写真が著作物に相当する可能性は低い。
  - ・ 測量作業として実施する空中写真の撮影の場合、仕様書等に撮影箇所が示されており、作業規程に則って作業を行うように定めた仕様書が提示されていれば、撮影者がその創作性を発揮するような判断を行う余地は少ない
  - ・ 被写体(地形や地物)そのものを忠実に表現、表示することを目的として空中写真を撮影することから、撮影者が主題の決定や被写体の選択を行うことはない
- オルソ画像も、正射変換では作成のアルゴリズムも決まっていることから、著作物に相当する可能性は極めて低い。

#### 【データベース】

- データベースの著作物性を判断するポイントは、「情報の選択」や「体系的な構成」について、個性が現れ創作性も認められる場合には、著作物性が認められる。
- 各種規定に基づき製品仕様書等が作成された場合は、その製品仕様書にしたがって作成された1/2,500都市計画基本図のデータには、データベースとしての著作物性が認められる可能性はないと考えられる。

# 4-1-1. (著作権法)三次元点群・三次元地図の著作物への該当性

- 測量法の手続、作業規程の準則に示す測量方法に従った場合、
  - ・三次元点群データについては、裁量(手段の選択)の余地がなく、著作物に該当する可能性は低い
  - ・三次元地図データについては、「現実を忠実に再現しない図化方法を独自に決定」「地物・属性の追加を独自に決定」する場合に、著作物に該当する可能性が否定できない

## ○ 該当性判断の方法

下記の①行為についての分析を②行為者の別に実施

### ①行為について

#### a) 裁量(手段の選択)の余地があるか

裁量の余地については、測量法、作業規程の準則等で規定される行為の場合を前提として判断

#### b) 裁量の余地がある場合に著作物の作成に該当する行為はあるか

著作物該当性については、以下に該当する場合に創作性が認められがたいとの判断基準を設定

- 単なる事実やデータの羅列にすぎないデータ
  - 現況を忠実に再現したデータや画像
  - 作業規程の準則等のルールに従って作成されるデータ、標準等で決められたデータ構造を選択して作成されたデータ
- 上記の判断基準にのうちいずれか1つでも該当しない場合は、創作性を否定できない判断

### ②行為者について

それぞれの行為が発注者・受注者のどちらの裁量であるか

## ○ 該当性判断の結果

| 測量成果     | ①行為について  | ②行為者について   |
|----------|--|--|
| 三次元地図データ | a) 裁量の余地<br>・ <u>図化基準を独自に作成する余地がある</u><br>(製品仕様書等において、地物を抽象的に表現するなど)<br>b) 創作性<br>・ <u>「現況を忠実に再現したデータや画像」に該当しないため創作性を否定できない</u>  | ・発注者の監督指示の程度により、 <u>著作権の原始的な帰属先もが受注者又は発注者の両者にもなりうる</u> |
| 三次元地図データ | a) 裁量の余地<br>・ <u>作業規程の準則によらず地物の決定や属性の配列を作成することに裁量の余地がある</u><br>b) 創作性<br>「 <u>作業規程の準則等のルールに従って作成されるデータ、標準等で決められたデータ構造を選択して作成されたデータ</u> 」に該当しないため、 <u>編集著作物/データベース著作物としての創作性を否定できない</u> | ・発注者の監督指示の程度により、 <u>著作権の原始的な帰属先もが受注者又は発注者の両者にもなりうる</u> |

# 4-1-2. (著作権法)著作権侵害の可能性

【概要】著作物の創作を奨励するため、著作物を創作した者(著作者)に著作権を付与して経済的インセンティブを与え、他者の行為を制限する規定

## ●制限

- 測量成果等の整備・提供・利用の段階で、**著作権侵害の可能性のある行為が存在**
- 著作権者の著作権の行使、許諾の際の著作権使用料等の設定がされると、国や地方公共団体での利用行為及び提供行為・利用者の利用を適法に行うために都度の利用許諾取得や著作権使用料の支払いが生じることが、**著作権の観点からの二次利用の制限となりうる**

## ●測量成果に含まれる著作権

- 1) 測量計画機関・測量作業機関以外の第三者が実施した基本測量・公共測量の測量成果等の他者の著作物を使用する場合、当該第三者の著作者人格権、著作権(財産権)が含まれる場合がある。
- 2) データ取得において、測量計画機関・測量作業機関以外の第三者の著作物(例えば街中に設置された彫刻(屋外設置の美術品)等)が写り込みにより含まれる場合がある。
- 3) 測量成果等が著作物に該当する可能性があり、測量計画機関・測量作業機関・その他の作業員\*の著作者人格権、著作権(財産権)が含まれる場合がある。

## ●権利侵害となりうる可能性(工程別)

### A) 測量成果等の整備段階での侵害可能性

- 1)の場合、許諾を得ずに使用した場合に複製権、譲渡権、翻訳翻案権等、同一性保持権の侵害となる可能性がある。
- 2)の場合であっても、写りこみに関しては、付随対象著作物の利用(著作権法第30条の2)、屋外設置の美術品、建築物の利用(第46条)の権利制限規定に該当するため、測量計画機関・測量作業機関以外の第三者の権利侵害にはならない(著作権の利用許諾は不要)。

### B) 測量成果等の提供段階での侵害可能性

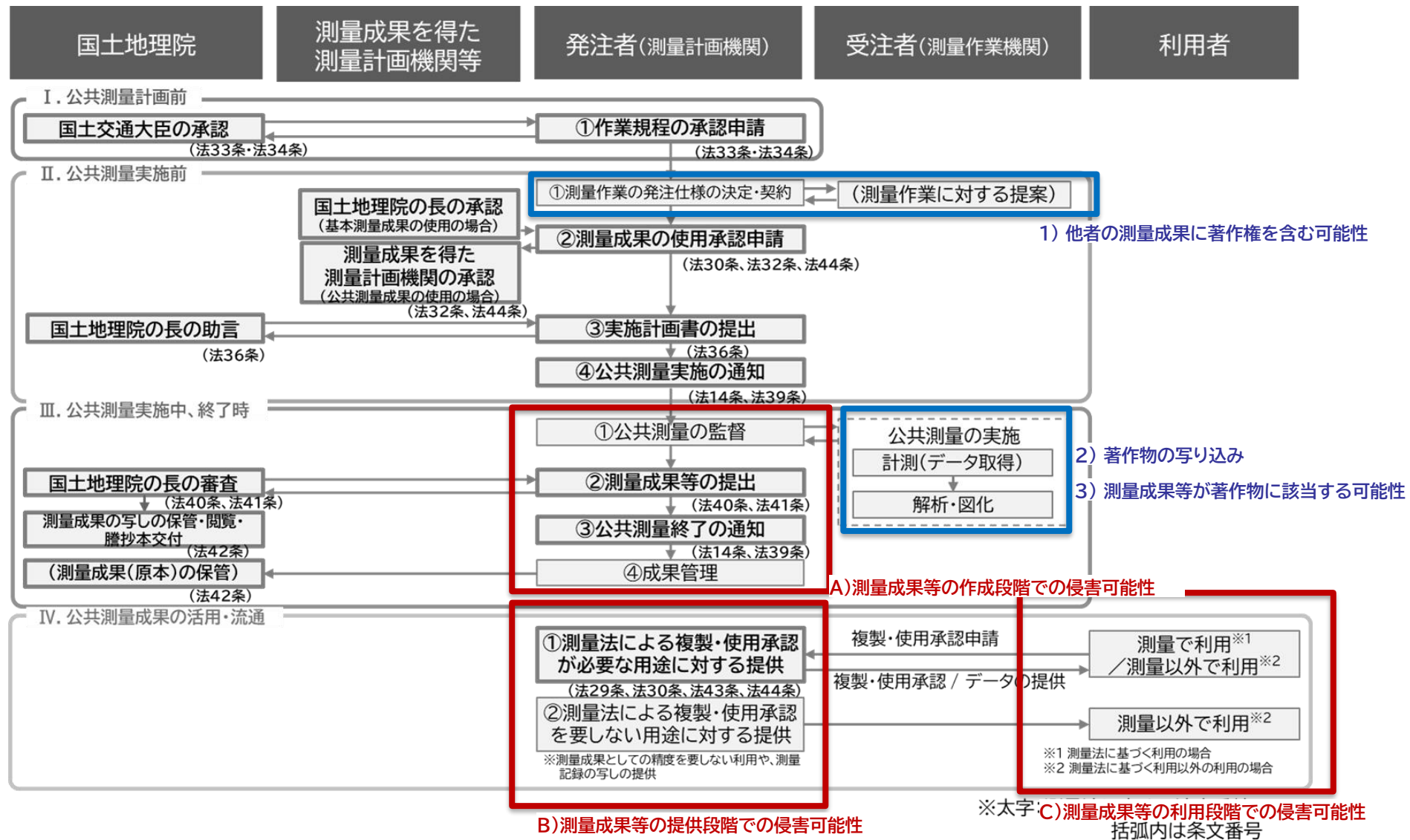
- 1)2)いずれの場合も、国や地方公共団体が測量成果等を提供する行為が著作権(複製権、公衆送信権、譲渡権、公表権)の侵害となる可能性がある。

### C) 測量成果等の利用段階での侵害可能性

- 1)2)3)いずれの場合も、測量成果等を利用する行為が著作権(複製権、譲渡権、翻訳翻案権等、同一性保持権)の侵害となる可能性がある。

\*測量成果等が著作物に該当する場合、発注者から受注者に対する指示や監督の内容によっては、著作権の帰属先は発注者ではなく受注者にもなりうる。

# 4-1-2. (著作権法)著作権侵害の可能性



- 著作権が含まれる工程
- 権利侵害となりうる可能性のある行為が含まれる工程

# 4-2-1. (意匠法)測量成果等の意匠法での保護対象への該当性

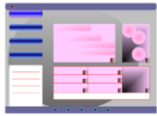



○ 測量成果等は意匠該当性要件のうち「物品、建築物、画像であること」を満たさないため、測量成果等は意匠法の保護対象である「意匠」に該当せず、**意匠法の保護対象に該当しない**

○ 意匠の定義(法2条)

意匠法上の「意匠」を構成するものであることは、以下の①～③を満たすものであること

- ①物品、建築物、画像であること
  - ・ 物品、建築物の場合はその形状であること
  - ・ 画像の場合は機器の操作の用に供されるもの又は機器がその機能を発揮した結果として表示されるものであること
- ②視認できること
- ③美観を起こさせるものであること

○ 意匠法での保護対象への該当性の検討結果

|     |  |
|-----|--|
| 物品  | 測量成果等は物品の意匠に該当しないと考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 測量成果等が固有の形状を有していない場合は「物品」と認められない。</li> <li>・ 紙地図など、測量成果等が固有の形状を有する場合も、意匠該当性要件で保護対象となるのは「物品自体の形状」であるから、意匠審査基準において意匠の構成とみなされるのは紙地図それ自体の形状のみであり、測量成果等に含まれる測量の内容は意匠を構成する「物品」と認められない。</li> </ul>  |
| 建築物 | 測量成果等は建築物の意匠に該当しないと考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 測量成果等は「建築物」の要件である「(1)土地の定着物であること (2)人工構造物であること。土木構造物を含む。」を満たさない。</li> </ul>   |
| 画像  | 測量成果等は画像の意匠に該当しないと考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 測量成果等は、意匠法上の「画像」の要件である「機器の操作の用に供されるもの又は機器がその機能を発揮した結果として表示されるもの」を満たさない。</li> </ul> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-end; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center;"> <p>&lt;操作画像に該当する画像の例&gt;</p>  <p>「商品購入用画像」<br/>(ウェブサイトの画像)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>「アイコン用画像」<br/>(クリックするとソフトウェアが立ち上がる操作ボタン)</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>&lt;表示画像に該当する画像の例&gt;</p>  <p>「医療用測定結果表示画像」</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>「時刻表示画像」(壁に投影された画像)</p> </div> </div> |

# 4-2-2. (意匠法)意匠権侵害の可能性

【概要】意匠の創作を奨励するため、意匠を創作し登録した者に意匠権を付与して経済的インセンティブを与え、他者の行為を制限する規定

## ●制限

- 意匠権の侵害となりうる可能性のある行為は極めて限定的であり、測量成果等の整備・提供・利用の段階で通常想定される法令上の善意の利用において**制限とはならない**

## ●測量成果に含まれる意匠

- 1) データ取得において、測量計画機関・測量作業機関以外の第三者の意匠権が設定された建築物がデータとして取得される可能性がある。(意匠権が設定された建築物を含んでも測量成果自体には意匠権は設定されない)

## ●権利侵害となりうる可能性(工程別)

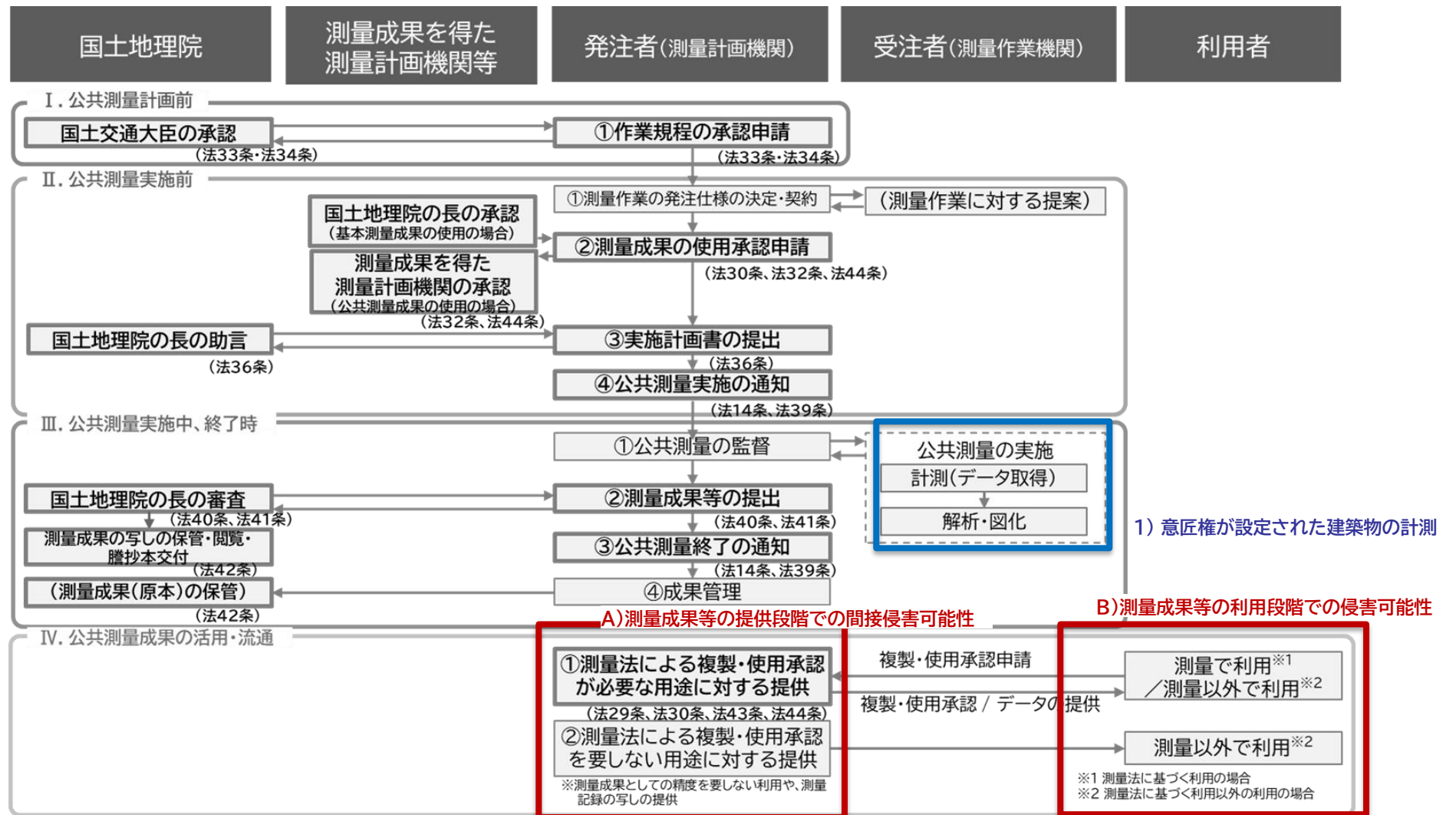
### A) 測量成果等の提供段階での間接侵害可能性

- 1)の場合であっても、測量法の測量成果等の写しを閲覧に供する義務により「日本国内において広く一般に流通しているもの」に該当することから、多機能型間接侵害の要件を満たさないと考えられ、多機能型間接侵害の可能性は限定的である。
- 1)の場合であっても、測量成果等は意匠の実施の専用品ではないため、専用品型間接侵害の可能性はない。
- 1)の場合であっても、測量成果等自体は意匠権の保護対象とならないため譲渡、貸渡し、輸出のために所持による間接侵害の可能性はない。

### B) 測量成果等の利用段階での侵害可能性

- 1)の場合、その測量成果等の利用者が、他者の意匠権が設定された建築物について、業として建築を行う目的で三次元地図を使用する場合に直接侵害となる可能性がある。

# 4-2-2. (意匠法)意匠権侵害の可能性



※太字: 測量法に定める法定手続、括弧内は条文番号

- 意匠権が含まれる工程
- 権利侵害となりうる可能性のある行為が含まれる工程

# 4-3-1. (商標法)測量成果の商標法での保護対象への該当性

○ 測量成果等は、自己の商品・サービスと他人の商品・サービスを区別するために使用するマークではないため、商標法の保護対象に該当しない

○ 商標の定義(法2条)

商標権法上の「商標」とは、人の知覚によつて認識することができるもののうち、文字、図形、記号、立体的形状若しくは色彩又はこれらの結合、音その他政令で定めるもの(以下「標章」という。)であつて、次に掲げるものをいう。


- ①業として商品を生産し、証明し、又は譲渡する者がその商品について使用をするもの
- ②業として役務を提供し、又は証明する者がその役務について使用をするもの

○ 商標法の保護対象への該当性の検討結果


- 測量成果等が(もしくは含まれる一部が)、「標章」に相当する可能性はある
- 測量成果等は商品・サービスを生産、照明、譲渡する者がその商品に使用して、他人の商品・サービスと区別するものではないことから、商標登録の要件を満たさない。

### 商標の「き」「ほ」「ん」 ~これだけは押さえておきたい3点~

**【基本の「き」】**  
 商標とは次の2点を満たすものを指します。  
 (1) **事業者が使用するマーク**  
 (2) **自己の商品・サービスと他人の商品・サービスを区別するために使用するマーク**




ばてまる社の  
マーク




JPO社の  
マーク

**【基本の「ほ」】**  
 商標権 = 「マーク」 + 「使用する商品・サービス」のセットで登録される。 ※マークだけを登録しているわけではない。



【第12類】自動車

【第12類】自動車 においては、  
ばてまる社の商標



【第43類】宿泊施設の提供

【第43類】宿泊施設の提供 においては、  
○×社の商標

**【基本の「ん」】**  
 商標権を取る主なメリットは2つあります。  
 (1) 商標権を取得しておくことによって、自分の商標として使い続けることができる。  
 (2) 自分の登録商標もしくはそれと似たような商標を使っている人に「使えな！」と言える。  
 (指定商品・指定役務について独占することができる。)



# 4-3-2. (商標法)商標権侵害の可能性

【概要】商標の使用をする者の業務上の信用の維持、消費者の利益の保護のため、商品・役務について自身のものと他者のものとを区別する登録商標を独占的に使用できる権利を与えて、他者の使用を制限する規定

## ●制限

- 商標権の侵害となりうる可能性のある行為は極めて限定的であり、測量成果等の整備・提供・利用の段階で通常想定される法令上の善意の利用において制限とはならない

## ●測量成果に含まれる商標

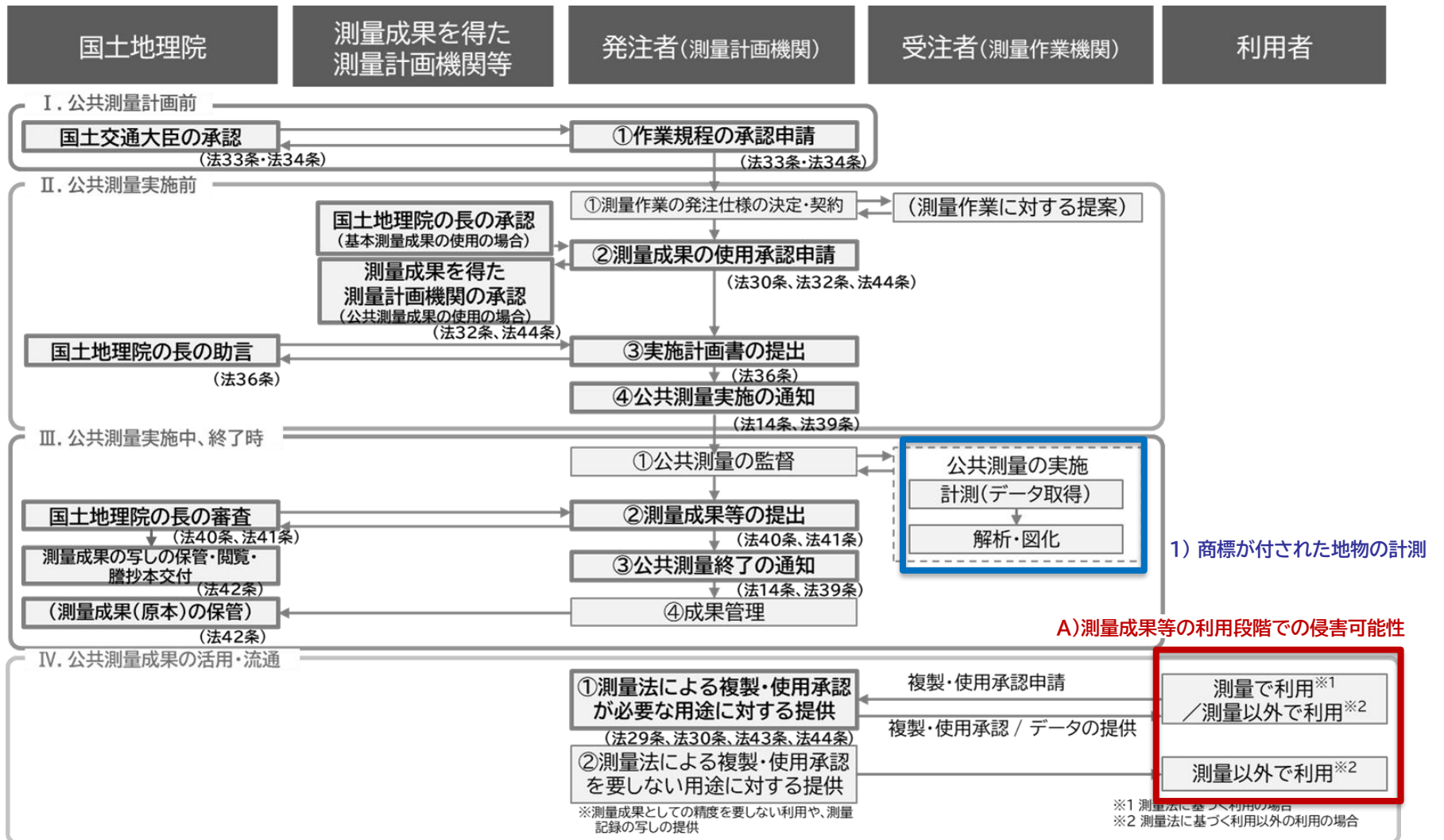
- 1) 計測(データ取得)では、カメラ等でのデータ取得が実施されるため、他者が商標権を設定する標章が付された地物がデータになる可能性がある。

## ●権利侵害となりうる可能性(工程別)

### A) 測量成果等の利用段階での侵害可能性

- 利用者が他者が商標権を設定する標章を測量成果等から切り出し、商標として利用した場合(その標章を商標登録と同一の商品又は役務に利用した場合)に、他者の商標権の直接侵害となる可能性がある。

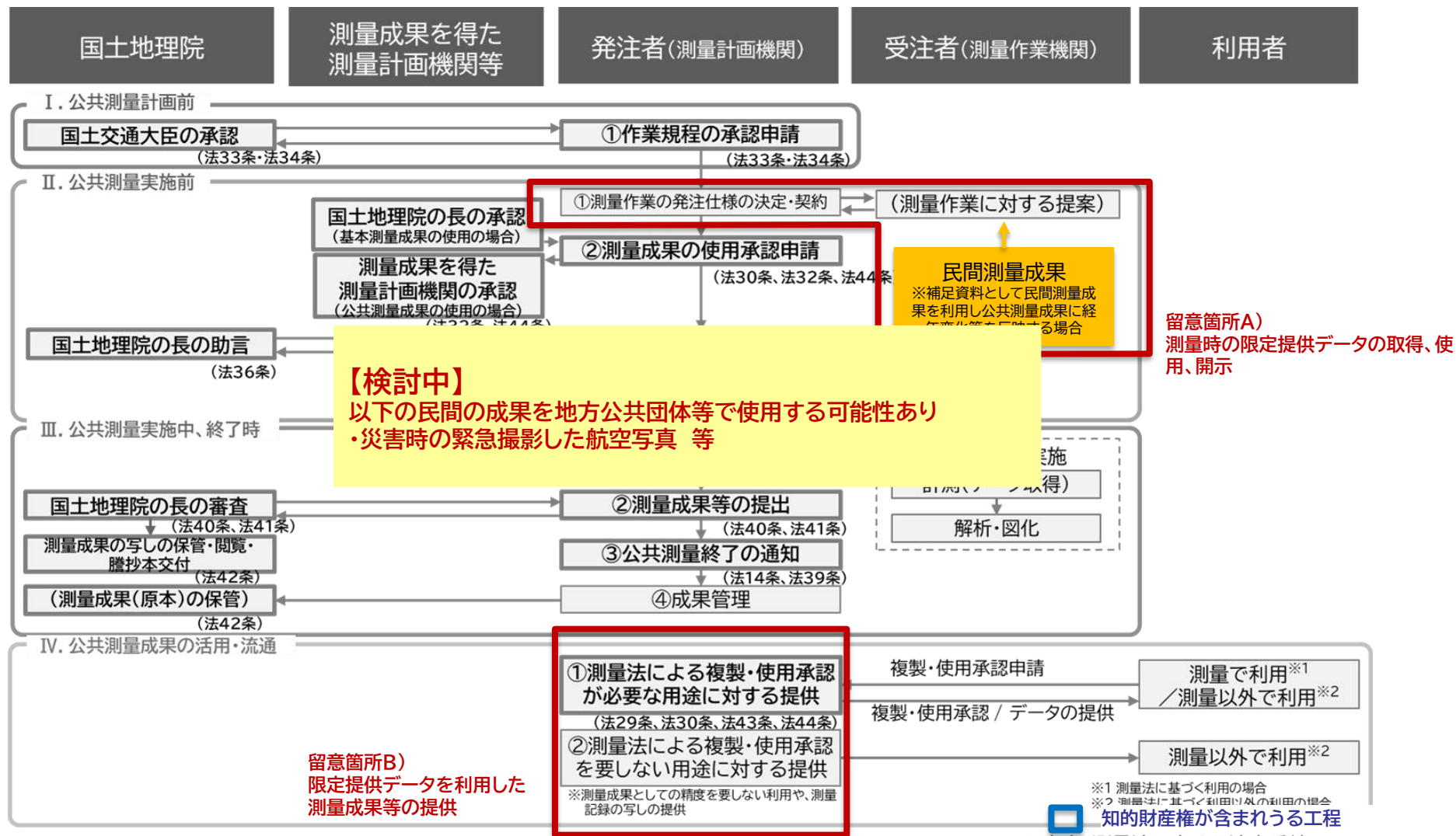
# 4-3-2. (商標法)商標権侵害の可能性



※太字: 測量法に定める法定手続、  
   商標権が含まれる工程  
   権利侵害となりうる可能性のある行為が含まれる工程

# 4-4. (不正競争防止法)限定提供データ

- 測量工程において限定提供データに留意すべき部分
  - 限定提供データに該当する民間測量成果を利用する場合、測量時の限定提供データの取得、使用、開示(A)、限定提供データを利用した測量成果等の提供(B)に留意が必要。



# 4. 知的財産関連法(参考)

- 令和5年度第2回流通・活用制度部会にて、ガイドライン改正のスコープとして提示した法令のうち、赤字部分を本日議論

特許法、実用新案法、**著作権法**、**意匠法**、**商標法**、**不正競争防止法**、  
半導体集積回路の回路配置に関する法律、種苗法、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律、  
酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律、商法

- 本日議論する各法の概要

| 法令      | 目的   | 概要   |
|---------|--|--|
| 著作権法    | 文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、それにより文化の発展に寄与する        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・著作物を創作した者(著作者)に著作権を付与</li> <li>・著作物を創作した時点で著作者に自動的に付与され、何らの登録等を要しない</li> <li>・著作者の人格的利益を守る権利(無断で公表されない、意に反する改変がされないなど)、著作物を他人に無断で利用(複製・提供など)されない権利を占有</li> </ul> |
| 意匠法     | 意匠の創作を奨励し、それにより産業の発展に寄与する                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・意匠の審査・登録を経て、意匠権を設定</li> <li>・登録意匠及びこれに類似する意匠の実施をする権利を専有</li> </ul>   |
| 商標法     | 商標の使用をする者の業務上の信用の維持を図り、それにより産業の発達に寄与するとともに、需要者の利益を保護する | <ul style="list-style-type: none"> <li>・商標の審査・登録を経て、商標権を設定</li> <li>・指定商品又は指定役務について登録商標を独占的に使用できる権利を占有</li> </ul>  |
| 不正競争防止法 | 不正競争の防止等により、国民経済の健全な発展に寄与する                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・不正行為を列挙し、不正行為をした者に対する差止請求、損害賠償請求、刑事罰の規定</li> </ul>   |

# 4-1. 著作権法(参考)

- 著作権の帰属と譲渡
  - 著作物を創作する者に帰属する、ただし法人著作の要件を満たせば法人に帰属する。
  - 著作権は「著作権(財産権)」、「著作者人格権」に大別される。著作権(財産権)は、譲渡や相続することが可能。一方で、著作者人格権は著作者に専属する権利であり譲渡は不可。
  
- 著作権者の権利(法18条～20条、21条、22条の2、23条、26条の2・3、27条、28条)
  - 著作権者の許諾なく利用(以下を実施した場合は著作権侵害となる。ただし、著作権法では、一定の場合には、著作権者の了解を得ずに著作物等を利用できる例外規定(権利制限規定)が規定されている。

| 権利           | 支分権      | 概要  |
|--------------|----------|---|
| 著作権<br>(財産権) | 複製権      | 著作物を「形のある物に再生成する」ことに関する権利。  |
|              | 上映権      | 著作物を「公衆向けに上映する(スクリーンやディスプレイに映し出す)」ことに関する権利。                               |
|              | 公衆送信権    | 著作物を「公衆向けに送信する」ことに関する権利。  |
|              | 譲渡権      | 著作物を原作品又は複製物の公衆向けの譲渡に関する権利。   |
|              | 貸与権      | 著作物を「複製物の貸与」という方法によって公衆に提供することに関する権利。                                     |
|              | 翻訳権・翻案権等 | 著作物を「加工」することによって「二次的著作物」を創作することに関する権利。                                    |
| 著作者<br>人格権   | 公表権      | 著作者が「公表するしないかを決定できる権利」(無断で公表されない権利)。                                      |
|              | 氏名表示権    | 著作者が著作物を公表する時に、「著作者名を表示するかしないか」、表示するとすれば「実名(本名)」か「変名(ペンネーム等)」かなどを決定できる権利。 |
|              | 同一性保持権   | 著作物の著作物の内容や題号を、自分の意に反して無断で「改変(変更・切除等)」されない権利。                             |

出所)以下資料をもとに記載。なお、測量成果等の整備・更新、流通・提供に関連しない、上演権・演奏権、公の伝達権、口述権、展示権、頒布権は除いている。  
 令和5年度著作権テキスト、文化庁、<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/93726501.html>

# 4-1. 著作権法(参考)

- 侵害と見なされる行為(第113条)
  - 著作権者の許諾なく利用する場合のほか、以下の行為も著作権侵害となりうる。

| 行為                              | 概要   |
|---------------------------------|--|
| 権利侵害物の輸入                        | 外国で作成された権利侵害物(権利者の了解を得ないで作成されたコピー)を国内において販売や配布する目的で「輸入」すること。   |
| 権利侵害物の配付・輸出等                    | 権利侵害物と知っていながら、「販売・配布・貸与」すること、販売・配布・貸与する目的で「所持」すること、販売・配布・貸与をする旨の「申出」をすること、継続・反復して「輸出」すること、継続・反復して輸出する目的で「所持」すること。                |
| 著作権侵害プログラムの業務上使用                | 権利侵害しているコンピュータ・プログラムを会社のパソコンなどで業務上使用すること。  |
| リーチサイト・リーチアプリにおける侵害コンテンツへのリンク提供 | 違法にアップロードされた著作物(侵害コンテンツ)へのリンク情報を集約した、いわゆる「リーチサイト」や「リーチアプリ」において、侵害コンテンツへのリンクを提供すること。  |
| リーチサイト運営行為・リーチアプリ提供             | リーチサイトを運営することやリーチサイトアプリを提供すること。  |
| 名誉・声望を害する利用                     | 著作者の「名誉・声望を害する方法」で、著作物を利用すること。   |
| アクセスコントロールの回避行為                 | コンテンツの視聴を制限する技術的手段(いわゆる「アクセスコントロール」)を、権限なく回避すること。  |
| 不正なシリアルコードの譲渡・貸与等               | ライセンス認証などを回避するための不正なシリアルコードを公衆に「譲渡・貸与」すること、譲渡・貸与する目的で「製造・輸入・所持」すること、公衆の使用に供すること、「公衆送信・送信可能化」すること。                                |
| 権利管理情報の改変等                      | 著作物等に付された「権利管理情報」(「電子透かし」などにより著作物等に付されている著作物等、権利者、著作物等の利用条件などの情報)を不正に、付加、削除、変更すること、権利管理情報が不正に付加等されているものを、そのことを知っていながら、販売、送信すること。 |

出所)以下資料をもとに記載。なお、測量成果等の整備・更新、流通・提供に関連しない、「音楽レコードの還流行為」は除いている。  
 令和5年度著作権テキスト、文化庁、<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/93726501.html>

## 4-2. 意匠法(参考)

### ○ 意匠の登録

- 意匠権による保護を受けるためには、保護を受けようとする意匠について登録が必要となる。

### ○ 意匠権者の権利(法23条)

- 意匠権者の許諾なく同一又は類似の意匠を業として実施する場合は意匠権侵害となる。

| 意匠  | 概要(法2条で定義)  |
|-----|---|
| 物品  | 意匠に係る物品の製造、使用、譲渡、貸渡し、輸出若しくは輸入又は譲渡若しくは貸渡しの申出をする行為。   |
| 建築物 | 意匠に係る建築物の建築、使用、譲渡若しくは貸渡し又は譲渡若しくは貸渡しの申出をする行為。  |
| 画像  | 意匠に係る画像の作成、使用又は電気通信回線を通じた提供若しくはその申出をする行為。意匠に係る画像を記録した記録媒体又は内蔵する機器の譲渡、貸渡し、輸出若しくは輸入又は譲渡若しくは貸渡しの申出をする行為。 |

### ○ 侵害と見なされる行為(法38条)

- 意匠権者の許諾なく同一又は類似の意匠を業として実施する場合のほか、以下の行為も意匠権侵害となりうる。

| 行為              | 概要  |
|-----------------|---|
| 専用品間接侵害         | 登録意匠又はこれに類似する意匠に係る物品・建築物、画像の作成のみに用いる“物品”、“画像”、“一般画像記録媒体等”、“プログラム等”、“プログラム等記録媒体等”について、製造、譲渡、貸渡し、輸入又は譲渡、貸渡しの申出をする行為、作成又は電気通信回線を通じた提供若しくはその申出をする行為。  |
| 多機能型間接侵害        | 登録意匠又はこれに類似する意匠に係る物品・建築物、画像の作成に用いる“物品”、“画像”、“一般画像記録媒体等”、“プログラム等”、“プログラム等記録媒体等”(これらが日本国内において広く一般に流通しているものである場合を除く。)について、その意匠の実施に用いられることを知りながら製造、譲渡、貸渡し、輸入又は譲渡、貸渡しの申出をする行為、作成又は電気通信回線を通じた提供若しくはその申出をする行為。 |
| 譲渡、貸渡し、輸出のために所持 | 登録意匠若しくはこれに類似する意匠に係る物品・建築物、画像を譲渡、貸渡し若しくは輸出のために所持する行為。   |

## 4-3. 商標法(参考)

- 商標の登録
  - 商標権による保護を受けるためには、商標及びその商標を使用する商品又は役務の登録が必要となる。
- 商標権者の権利(法25条)
  - 商標権者の許諾なく指定商品又は指定役務について使用する場合は商標権侵害となる。

| 商標        | 概要   |
|-----------|--|
| 商品商標      | 商品に対して標章を付する行為、当該商品を譲渡、引渡し、譲渡又は引渡しのために展示、輸出、輸入、又は電気通信回線を通じて提供する行為。   |
| 役務商標      | 役務の提供に当たりその提供を受ける者の利用に供するものに標章を付する行為、標章を付したものをを用いて役務を提供する行為、役務の提供のために展示する行為、役務の提供を受ける者の当該役務に係わるものに標章を付する行為、電磁的方法により行う映像面を介した役務の提供に当たり標章を表示して役務を提供する行為。 |
| 商品商標・役務商標 | 広告、価格表若しくは取引書類に標章を付し展示等をするか、電磁的方法により提供する行為。  |

- 侵害と見なされる行為(法37条)
  - 商標権者の許諾なく指定商品又は指定役務について使用する場合のほか、以下の行為も商標権侵害となりうる。

| 行為             | 概要   |
|----------------|--|
| 標章を付したものの所持行為  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定又は類似商品において、その商品又はその包装に登録/類似の商標を付し、譲渡、引渡し、輸出のために所持する行為。</li> <li>・ 指定又は類似役務において、役務を受ける者の利用に供する物に登録/類似の商標を付し、役務を提供するために所持・輸入する行為(役務を提供させるために譲渡等や譲渡等を目的に所持、輸入等する行為も含む)。</li> </ul> |
| 標章を付すものの所持行為   | 指定又は類似商品・役務において、登録/類似の商標を使用するために、登録/類似の商標を表示する物を所持する行為(商標を使用させるために譲渡等や譲渡等を目的に所持等する行為や、商標を表示する物を製造し、又は輸入する行為も含む)。   |
| 表示するものを製造等する行為 | 登録/類似の商標を表示する物を製造するためにのみ用いるものを業として製造し、譲渡、輸入等する行為。  |



関連法令等の整理

# 5. 国有財産・公有財産関連法

# 5. 国有財産・公有財産関連法

【概要】国有財産・公有財産の適切な管理・処分について規定

- 制限
  - 測量成果等は国有財産・公有財産ではないため、著作物に該当する測量成果等を整備・提供・利用すること、流通先において利用させることに関し制限はない
  - 著作権の行使に関して国有財産関連法での規定はなく、国・地方公共団体の政策決定として著作権の行使が可能で、これにより活用に制限を設けうる

| 法令    | 概要   |
|-------|--|
| 国有財産法 | 国有財産の管理(取得、維持、保存及び運用)並びに処分について定める  |
| 財政法   | 国の予算その他財政の基本に関して定める<br>国有財産の処分に関する規定   |
| 地方自治法 | 地方公共団体の組織及び運営に関する事項の大綱を定め、地方公共団体における民主的にして能率的な行政の確保を図るとともに、地方公共団体の健全な発達を保障する<br>公有財産に関する規定 |

- 国有財産の定義(国有財産法2条)
  - ・不動産
  - ・船舶、浮標、浮棧橋及び浮ドック並びに航空機
  - ・前二号に掲げる不動産及び動産の従物
  - ・地上権、地役権、鉱業権等
  - ・特許権、著作権、商標権、実用新案権等
  - ・株式、新株予約権、社債、地方債、信託等
- 公有財産の定義(地方自治法238条)
  - ・不動産
  - ・船舶、浮標、浮棧橋及び浮ドック並びに航空機
  - ・前二号に掲げる不動産及び動産の従物
  - ・地上権、地役権、鉱業権等
  - ・特許権、著作権、商標権、実用新案権等
  - ・株式、新株予約権、社債、地方債、信託等
- 国有財産・公有財産の扱いに関する規定
  - 国有財産を、交換、支払の手段としての使用、適正な対価を設定せずに譲渡・貸し付けすることの禁止(財政法9条)
  - 公有財産の貸付け等に関する規定はない
- 測量成果等の国有財産・公有財産への該当性
  - 測量成果等の著作権は国有財産・公有財産として位置付けうる。
  - 測量成果等それ自体は国有財産・公有財産ではない。

関連法令等の整理

## 6. 補助金適化法

# 6. 補助金適化法概要

【概要】補助金等の補助金等に係る予算の執行等に関する基本的事項を規定

## ● 制限

- 補助事業等により取得・効用の増加した財産を、各省各庁の長の承認を受けずに、**補助金等の交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸し付け、担保にすることを禁止**
- **測量成果等の正確さ確保や重複排除の観点から一般に広く利用を図ること、地理空間情報活用推進基本法の理念に則り測量成果等の活用推進を行うことは、補助金等により整備した測量成果等の利用は本来の用途を一層効果的に発揮させるものであり、補助事業本来の目的に反した利用に該当するものではないため、二次利用に関する制限はない(現行のガイドラインの考え方を踏襲)**

## ○ 目的(第1条)

この法律は、補助金等の交付の申請、決定等に関する事項その他補助金等に係る予算の執行に関する基本的事項を規定することにより、補助金等の交付の不正な申請及び補助金等の不正な使用の防止その他補助金等に係る予算の執行並びに補助金等の交付の決定の適正化を図ることを目的とする。

## ○ 定義(第2条第1項)

この法律において「補助金等」とは、国が国以外の者に対して交付する次に掲げるものをいう。

- 一 補助金
- 二 負担金(国際条約に基く分担金を除く。)
- 三 利子補給金
- 四 その他相当の反対給付を受けない給付金であつて政令で定めるもの

## ○ 関係者の責務(第3条第1項)

各省各庁の長は、その所掌の補助金等に係る予算の執行に当つては、補助金等が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに特に留意し、補助金等が法令及び予算で定めるところに従つて公正かつ効率的に使用されるように努めなければならない。

## ○ 財産の処分の制限(法第22条、施行令13条)

補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した以下の財産を、各省各庁の長の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。

- 一 不動産
- 二 船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック
- 三 前二号に掲げるものの従物
- 四 機械及び重要な器具で、各省各庁の長が定めるもの
- 五 その他各省各庁の長が補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認めて定めるもの

関連法令等の整理

# 7. その他

# 7-1 受益者負担の考え方等による対価設定の必要性

【概要】利益を受ける特定の方が、受益の範囲内で使用料や手数料などを負担するという基本的な考え方

## ● 制限

- 受益者負担の考え方を踏まえて、提供費用やデータ提供システムの維持管理に要するコスト等に応じた対価設定することは考える

### ○ 現行ガイドラインの記載

- 測量成果等は無償又は実費の範囲での提供が原則
- 受益者負担の考え方を踏まえ、行政サービスの維持・向上・公平性の観点から、提供費用に応じた実費負担を受益者に求めることが適当(作成費用や著作権等の権利に対する費用は含めない)

### ○ オープンデータ基本指針の記載

- オープンデータの定義のとおり原則は無償公開
- データ提供システムの維持管理に要するコストを限定された利用者からの料金徴収でまかなう場合があることに言及
- 当該料金については、提供に係る経費の算出根拠と一定の検討のタイミングを明示した上で、以下のような観点で、見直しを図ることとする。
  - ① 安価かつ安全な最新技術を活用することによる、提供に係る経費の低減化の検討
  - ② 利用者を増加させ、個別の利用者の負担額を低減する取組の検討
  - ③ 利用者負担での提供とすることが社会的経済的に適当かどうかの再検討

## 8. 測量成果等の活用の推進・促進と 必要な制限との比較衡量の論点の抽出

# 8. 論点の抽出

## ○ 測量成果等の二次利用の推進・促進と制限となりうる事項等のまとめ

### 【推進・促進】

- ・各府省庁が保有するデータはすべてオープンデータとして公開することの原則を定め、地方公共団体もそれを踏まえた取組が求めることで、測量成果等の二次利用を推進・促進
- ・測量計画機関等は、測量成果の使用を承認する義務がある(法令違反・正確さの確保のために適切でない場合を除く)

### 【制限】

- ・測量の正確さを確保する観点から、利用者に一部の用途で承認を得ることを義務付ける方法で、二次利用に制限を設けている
- ・著作権を含む測量成果等の国や地方公共団体での利用行為及び提供行為・利用者の利用を適法に行うために、著作権者に利用許諾を都度とることが必要となることや、許諾の際の著作権使用料等の設定が、著作権の観点からの二次利用の制限となりうる
- ・受益者負担の考え方を踏まえて、提供費用やデータ提供システムの維持管理に要するコストに応じた対価設定することは考えうる

## ○ 検討の論点

- ・オープンデータ化等測量成果の活用推進の観点との比較衡量から、地方公共団体における測量成果等の複製・使用承認申請が必要な範囲等の適切な設定
- ・オープンデータ化等測量成果の活用推進の観点との比較衡量から、権利処理等の適切な在り方
- ・オープンデータ化等測量成果の活用推進の観点との比較衡量から、著作権使用料等や受益者負担のための実費を含む対価設定の適切な在り方
- ・財産性(知的財産権含む)や受益者負担における提供制限と測量成果等の複製・使用承認義務との比較衡量